届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に一度の届出年です。

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。

- → 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能です。
- → オンラインによる届出が困難な場合は、紙の届出票をお近くの保健所 へ届出ください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和7年1月15日(水)まで



Q & A

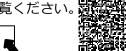
- Q 届出をしなければいけないのですか?
- A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、医師法、薬剤師法により、 2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。
- Q オンラインによる届出はどのように行うのですか?
 - A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用の ID・PWを用いて届出してください。
- Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか?
- A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ からダウンロードしてください。
- Q この届出はどのようなことに使われてますか?
- A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。 なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に 氏名等が掲載されません。



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

三師届 厚生労働省



検索